

1-3 環境基本計画の位置づけ

環境基本計画は、環境基本条例に基づいて策定されるもので、国や県の環境基本計画や、「第1次浜松市総合計画」などの上位計画をはじめとする、環境の保全及び創造などに関連する各分野の基本的な計画、各種実施計画などと連携を図り、本市における環境行政を、総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられます。

したがって、行政の各分野における個別計画で、環境に影響を及ぼすと考えられる施策・事業を定める場合には、この環境基本計画の示す方向性との整合を図ることが必要となります。

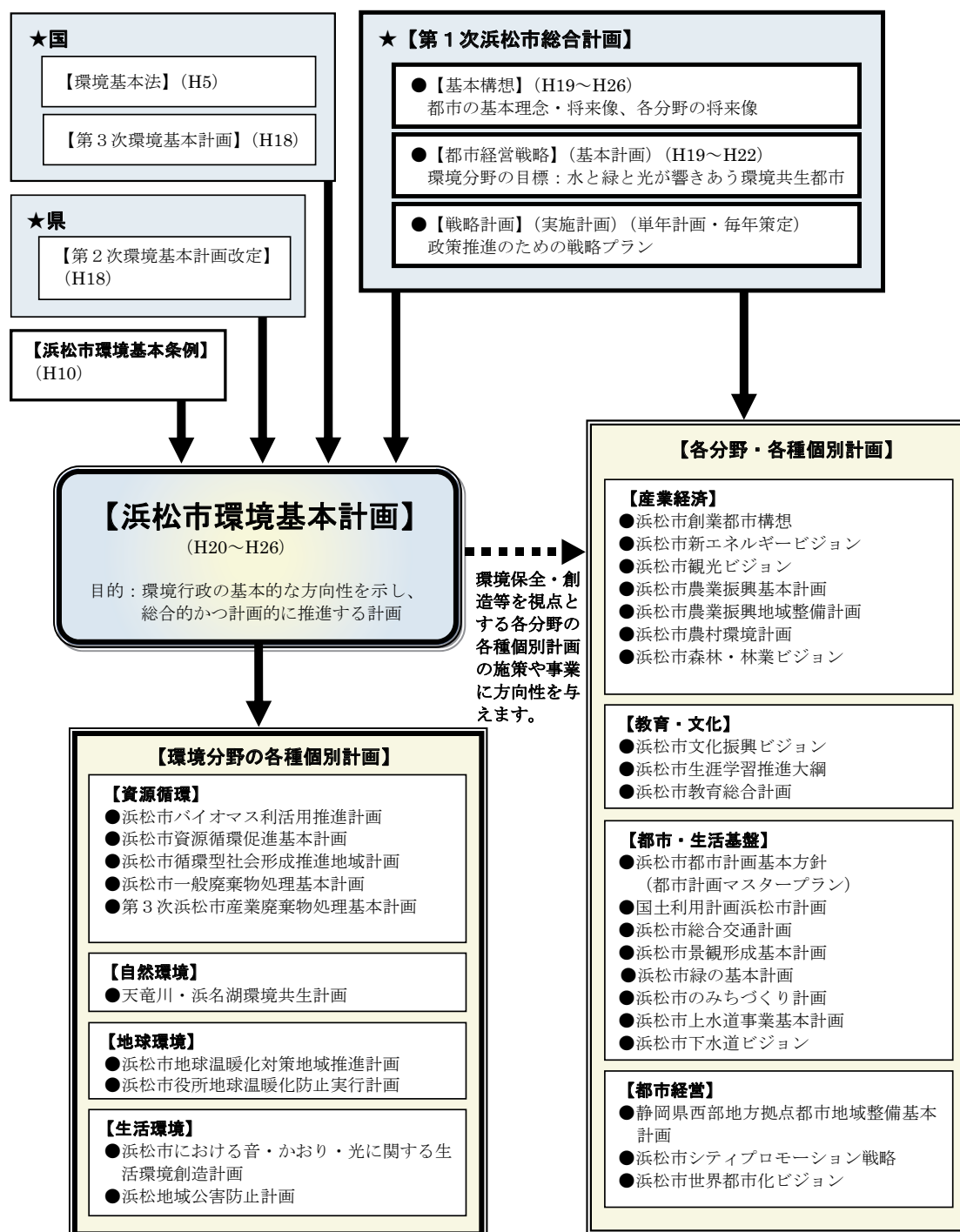


図1-1 環境基本計画の位置づけ

※各計画の概要については付属資料関係計画一覧(P176)で解説しています。

1-4 環境基本計画の対象地域

環境基本計画の対象地域は、浜松市全域とします。

なお、温暖化対策などの市域を超えて対応すべき施策や、国、県、周辺自治体と連携することにより効果が得られる施策については、より広域的な観点からの推進を図ります。

1-5 環境基本計画の対象環境分野

環境基本計画の対象環境分野を図1-2に示します。

なお、本市の環境については、社会経済環境、生活環境、自然環境、快適環境に区分するとともに、それら全体を含んだ地球環境という5つの枠組みでとらえます。

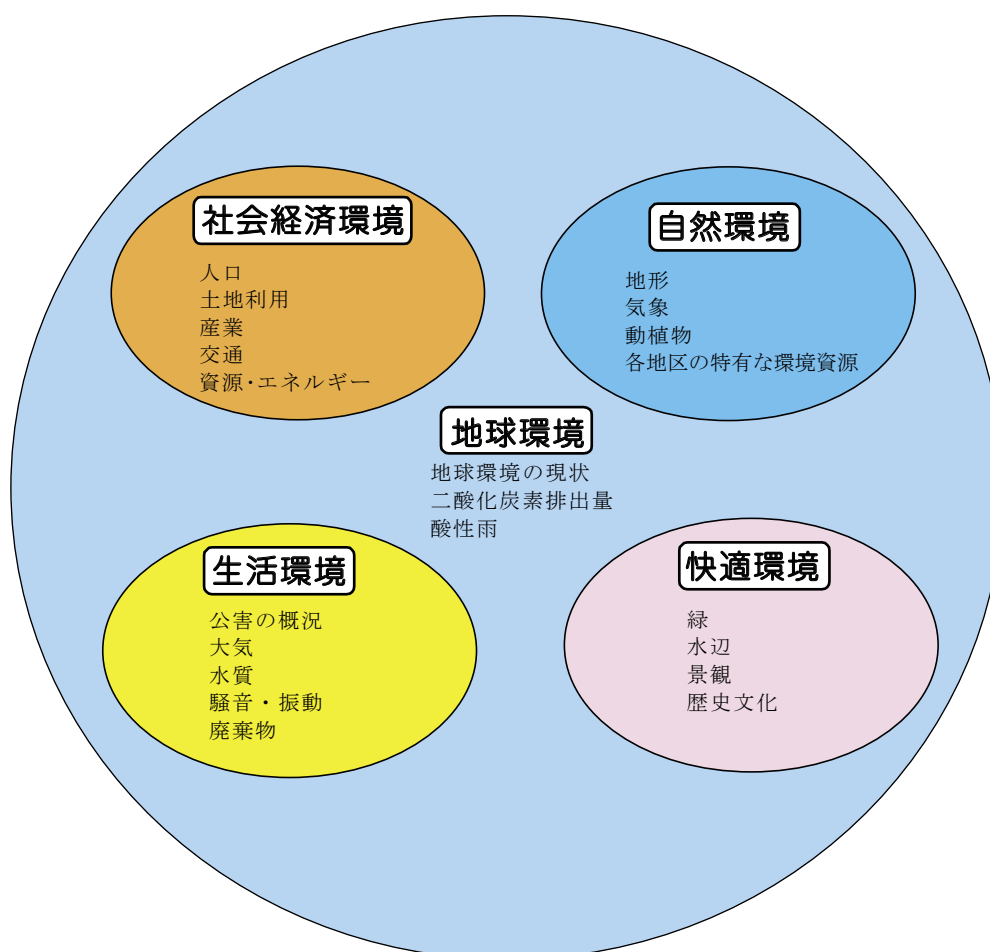


図1-2 環境基本計画の対象環境分野

1-6 環境基本計画の期間

環境基本計画の目標年次は、「第1次浜松市総合計画」と整合性を図り平成26年度（2014年度）とします。

なお、環境基本計画は社会経済情勢の変化や科学技術の向上を見ながら必要に応じて見直しを行うものとします。

1-7 環境基本計画の構成

環境基本計画の構成を図1-3に示します。

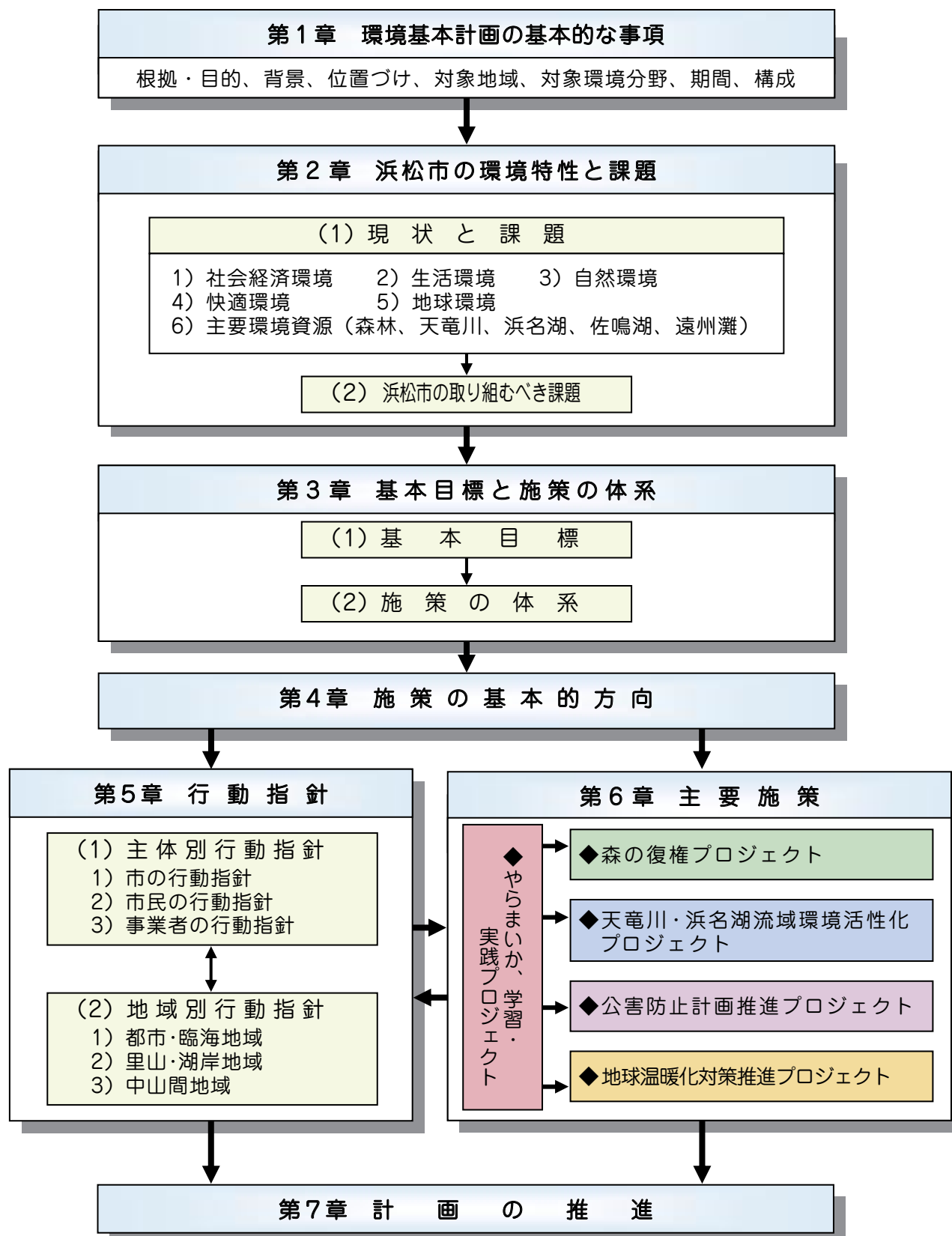


図1-3 環境基本計画の構成